

○ 室蘭市手数料条例 新旧対照表

(平成12年条例第2号)

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条関係) (1)～(5) 略 (6) 土木、都市計画及び建築に関する事務			別表第1 (第2条関係) (1)～(5) 略 (6) 土木、都市計画及び建築に関する事務		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1 略			1 略		
2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に関するもの	(1) 宅地造成に関する工事の許可申請 (2) 宅地造成に関する工事の計画の変更の許可申請	(略)	2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第100号)に関するもの	(1) 宅地造成に関する工事の許可申請 (2) 宅地造成に関する工事の計画の変更の許可申請	(略)
3～4 略			3～4 略		
5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に関するもの	(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(イ)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあつては、7,400円)	5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に関するもの	(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の認定を申請する場合 39,600円(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあつては、7,400円)

の	<p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 39,600円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 21,600円</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～h (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 37,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 53,100円(評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 74,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)</p>
---	---

の	<p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用途に供する1の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請に係る当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～h (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 110,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円)

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 163,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 230,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 297,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、177,000円)

h 住宅の戸数が301戸以上のもの 339,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 50,800円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 87,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 159,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 217,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)

エ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性そ

ウ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～f (略)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性そ

	<p>他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>(2)オ(イ)</u>において同じ。）で計算して認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p>
(摘要)	<p>1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、<u>上記ア及びエ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、<u>上記イ及びエ又はウ及びエ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>
(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。<u>(イ)</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,400円）</p> <p><u>(ア)</u> <u>(イ)</u>に掲げる場合以外の場合 23,500円</p> <p><u>(イ)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 14,600円</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 <u>(エ)</u>に掲げる場合を除く。当該</p>

	<p>他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>(2)エ(イ)</u>において同じ。）で計算して認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p>
(摘要)	<p>1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、<u>上記ア及びウ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき上記イ及びウ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>
(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 23,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,400円）</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する<u>1</u>の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の<u>共同</u></p>

申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～h (略)

(イ) (略)

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 25,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 35,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円)

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 52,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 78,500円(評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円)

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 122,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 179,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 228,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、

住宅又は複合建築物の住宅部分について(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～h (略)

(イ) (略)

(新設)

	<p>177,000円)</p> <p>h 住宅の戸数が301戸以上のもの 255,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 29,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 57,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 118,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 171,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)</p> <p>オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) (略)</p>	
	<p>(概要)</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、<u>上記イ及びオ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、<u>上記ウ及びオ又はエ及びオ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>	<p>エ 住宅以外の用途に供する<u>1</u>の建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) (略)</p> <p>(概要)</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき上記イ及びエ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき上記ウ及びエ</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。</p>
6 建築物のエネルギー消費性能の	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該計画に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項</u></p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該計画に係る建築物について<u>建築物エネルギー消費</u></p>

向上に関する法律に関するもの	合性判定	<p>第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）（イ）並びにイ（ア）及び（イ）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>イ 略</p>
	(2) (略)	
向上に関する法律に関するもの	(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請	<p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）（ア）及び（イ）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,200円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,400円</p> <p>(イ) 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,100円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,300円</p> <p>イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。） 当該申請</p>

向上に関する法律に関するもの	合性判定	<p>性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）（イ）並びにイ（ア）及び（イ）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>イ 略</p>
	(2) (略)	
向上に関する法律に関するもの	(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請	<p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の認定を申請</p>

に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 73,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 121,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 205,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 住宅の戸数が46戸以上のも 293,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 73,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 121,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 205,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 293,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金

請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 73,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 121,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 205,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 住宅の戸数が46戸以上のも 293,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 73,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 121,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 205,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 293,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

ウ 共同住宅等の用途に供する1の建築物又は複合建築物の住宅部分の基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の認定を申請する場合 イ(ア)の規定の例により算定した金額

額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 32,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 54,800円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 97,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 146,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 32,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 54,800円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 97,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 146,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

エ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当

エ 共同住宅等の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟

	<p>該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)</p> <p>(イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)</p>
(摘要)	
1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、 <u>上記ア及びエ</u> に規定する金額を合計した金額とする。	
2・3 (略)	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき940円</p> <p>イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(ア)及び(イ)において同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円)</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,900円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,000円</p> <p>(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 1</p>

	<p>の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)</p> <p>(イ) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨</u>の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～f (略)</p>
(摘要)	
1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、 <u>それぞれの部分につき上記ア及びウ</u> に規定する金額を合計した金額とする。	
2・3 (略)	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき940円</p> <p>イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,450円)</p>

1, 800円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

12, 400円

ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d (略)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d (略)

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 21, 100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、11, 200円）

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 37, 200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22, 300円）

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 69, 900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、47, 900円）

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 110, 000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、84, 500円）

ウ 共同住宅の用途に供する1の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅の変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額

(ア) 次に掲げる当該申請に係る対象の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d (略)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d (略)

エ 住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の住宅部分の基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅の変更認定を申請する場合 ウ(ア)の規定の例により算定した金額

	<p>円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 21,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 37,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 69,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 110,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)</p> <p>オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p> <p>(イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p>
<p>(摘要)</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、上記イ及びオに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請す</p>	

	<p>住宅以外の用途に供する1の建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a～f (略)</p>
<p>(摘要)</p> <p>1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請す</p>	

る場合は、上記ウ及びオ又はエ及びオに規定する金額を合計した金額とする。
3 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。

(5) (略)

7 略

(7) ~ (9) 略

る場合は、上記ウ及びオ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
3 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に室蘭市建築基準法施行条例第58条の11の規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、加算した金額の還付に関しては、第3条第2項の規定にかかわらず、室蘭市建築基準法施行条例第58条の16第3項の例による。

(5) (略)

7 略

(7) ~ (9) 略